

議案第6号

富津市地域交流支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
富津市地域交流支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

乳幼児の健やかな育成及び子育て中の親子の交流を図るとともに、子育て世代と高齢者その他の多様な世代との連携を支援することにより、地域における子育て支援の気運の醸成を図り、もって児童福祉の向上及び地域活性化に資することを目的として、富津市地域交流支援センターを設置するため、条例を制定するものである。

富津市地域交流支援センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富津市地域交流支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、乳幼児（小学校就学前の者をいう。以下同じ。）の健やかな育成及び子育て中の親子の交流を図るとともに、地域における子育て支援の気運の醸成を図り、もって児童福祉の向上及び地域活性化に資することを目的として、富津市地域交流支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富津市地域交流支援センター	富津市岩坂487番地5

(業務)

第4条 センターが行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 子育て中の親子の交流の場の提供及び交流の促進に関する業務
- (2) 子育てに関する相談及び援助に関する業務
- (3) 子育てに関する情報及び学習機会の提供に関する業務
- (4) 地域の子育て資源の発掘及び育成に関する業務
- (5) 子育て世代と高齢者その他の多様な世代との連携に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

(職員)

第5条 センターに必要な職員を置く。

(利用者の範囲)

第6条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳幼児及びその保護者
- (2) 第4条各号のいずれかに掲げる業務に係る活動を行う個人又は団体（規則

で定めるところにより、あらかじめ市長にセンターの利用の登録を申請し、その許可を受けたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(利用の届出)

第7条 前条第1号に規定する者がセンターを利用しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(利用の許可)

第8条 第6条第2号又は第3号に規定する者がセンターを利用しようとするときは、あらかじめ市長に利用の登録の申請をし、その許可を受けなければならない。利用の許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターの施設、備品等を損傷し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とする行為を行うおそれがあるとき。

(4) センターの設置目的に反する行為を行うおそれがあるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(行為の禁止)

第10条 利用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為

(3) センターの施設、備品等を損傷し、滅失し、又は汚損する行為

(4) 営利を目的とする行為

(5) 喫煙をし、又は許可を受けずに火気を使用する行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると市長が認める行為

(利用の停止等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、利用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

(1) 法令、この条例、この条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 利用許可条件に違反したとき。

(3) センターの設置の目的に反する行為を行うおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第12条 センターの使用料は、無料とする。ただし、市長が必要と認めたときは、費用の実費を徴収することができる。

(譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、センターを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、センターの施設、備品等を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第2号に規定する個人又は団体の登録、利用の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。